



## マラケシュ通信 1 (2016年11月8日 モロッコ・マラケシュ)



2016年11月7日、パリ協定特別作業部会(APA)の開会総会より。写真中央の女性はAPA共同議長・サラ・バシャーニ氏(サウジアラビア)、その右側の女性は同じくAPA共同議長・ジョー・ティンダル氏(ニュージーランド)。

### COP22 始まる

11月7日、モロッコのマラケシュでCOP22が開会しました。11月4日にパリ協定が発効したことにより、パリ協定の第1回締約国会合(CMA1)も、このCOP22に並行して開催されることになりました。パリ協定の発効を心から歓迎したいと思います。

パリ協定は、平均気温の上昇を工業化以前(1850年頃)から2℃を十分下回る水準にすること、1.5℃に抑制するよう努力することを目的に掲げた歴史的な合意です。また、パリ協定は、こうした目的を達成するために、できるだけ早く世界の排出量を増加から削減に向かわせる(ピークアウト)とともに、ピークアウト後も急速に削減を進め、今世紀後半には、温室効果ガスの排出を実質排出ゼロにすることを目標としています。気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第5次評価報告書(AR5)が示した気候変動のリスクを、締約国会議(COP)が真摯に受け止め、こうした合意に至ったことに敬意を表したいと思います。また、昨年12月11日にパリ協定が合意されてから1年足らずで、パリ協定が発効したことは、京都議定書が合意から発効までに7年余もの年月がかかったことからすれば、予想をはるかに上回る早さです。アメリカの大統領選など、様々な要因があったにせよ、11月

7日現在で100カ国がパリ協定を批准していることは、地球温暖化問題が人類の生存にかかわる問題であることの認識の現れだと思います。

## パリ協定の課題

歴史的合意であるパリ協定も、発効しただけでは絵に描いた餅にすぎません。締約国が、パリ協定の目的や目標に沿った削減目標を掲げ、その削減目標を誠実に達成するための国内対策を立案・実施することが不可欠です。条約事務局や国際エネルギー機関（IEA）の試算では、各締約国の現在の目標では、2℃目標は達成できず、2100年に2.7℃の平均気温の上昇を予測しています。このことは、まずは各締約国が削減目標を引き上げることがパリ協定の最大の課題であることを示しています。

パリ協定は、締約国が5年ごとに削減目標を提出すること（5年サイクル）を義務づけ、その目標はその国の現在の目標を上回るものでなければならず、またその国ができる最も高い水準の削減目標でなければならないとしています。各締約国は、現在の目標がその締約国の「最も高い水準の削減目標」であるかどうかを真摯に検討し、もし「最も高い水準の削減目標」でないのであれば、直ちに削減目標の改定にとりかかるべきです。

CMA1では、5年サイクルについてのルール、各締約国の国内措置を透明化し促進するルールなどについての、合意までのスケジュールに合意すべきです。また、パリ協定は、パリ協定の義務の遵守・促進についてメカニズムの方法と手続についてCMA1で採択することになっています。CMA1は、こうしたパリ協定のルール作りを確実に開始する必要があります。

## 出遅れる日本

残念ながら日本は、11月7日現在、パリ協定を批准できていません。パリ協定は世界全体の55%以上の温室効果ガス排出量を占める55カ国が批准してから30日後に発効するとされており、また批准した場合は、批准してから30日たないと締約国として認められないことになっています。EUなどが批准を急いだのは、世界の排出量の40%近くを占める米中が9月3日にパリ協定を批准し、COP22までにパリ協定が発効し、CMA1がCOP22と並行して開催されることが予測されたためです。

日本は近日中にパリ協定を批准するとのことですが、COP22の最終日までにパリ協定の締約国として認められないため、締約国としてCMA1の議論に参加できず、オブザーバーとしての参加になります。

もちろんオブザーバーであっても、議長が許可すれば発言はできます。また、パリ協定はすべての国が議論に参加することを最重視しており、まだ半分程度の国しか批准していない状況で、重要なルールを決めたりすることはないと思います。

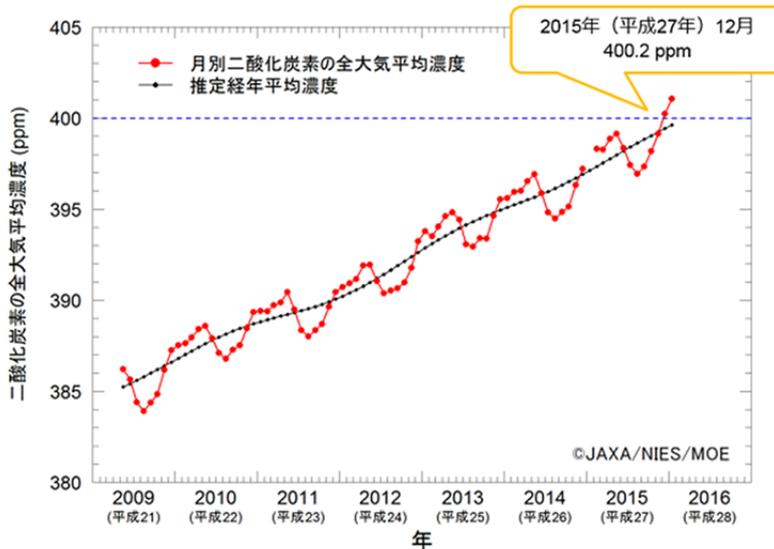
しかし、CMA1に締約国として参加できなかった不名誉は残ることになります。

また、日本は世界第5位の温室効果ガスの排出国でありながら、削減目標は先進国で最低レベルだと評価されており、エネルギー政策も石炭火力を増加させるなどパリ協定に逆行する内容になっています。

こうした削減目標やエネルギー政策を改めないと、CMA1 に批准が間に合わなかったことを含めて、ますます地球温暖化問題に消極的な国だと評価されることになります。

## 大気中の二酸化炭素濃度 (CO<sub>2</sub>) が 400ppm を超える

いぶきによる「全大気」月別二酸化炭素濃度の観測成果



環境省、国立環境研究所、宇宙航空研究開発機構 (JAXA) が運営する、温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT(ゴースット))の観測で、平成 27 年 12 月に月別平均濃度が初めて 400 ppm を超過したと発表されました。パリ協定の目的である 2°C 未満を達成するためには、大気中の CO<sub>2</sub> 濃度を 450 ppm 以下に抑える必要が

あるとされています。現在、大気中の CO<sub>2</sub> 濃度は毎年 2ppm のペースで上昇しているとされ、このまま推移すると、2100 年には 500ppm をはるかに上回ってしまいます。450ppm 以下に抑えるためには、毎年の上昇幅を平均で 0.6ppm 程度まで縮小する必要があります。

## 促進的でない、促進すべき対話 (11 月 7 日付 ECO より)

COP22 でみんなが触れないでおこうとしているものがある。パリ協定は、地球のための野心的な削減目標やゴール、共通の理念を設定しているが、大きな懸念は NDC と呼ばれる各国の削減目標の水準に関することだ。現在の NDC の水準を高めなければならないことは誰知っていることだ。では、そのことについて話そうじゃないか。

昨年、我々は 2018 年に向けて、削減目標の水準を徐々に引き上げていくための「促進的対話」に合意した。我々は、まさにこの「促進的対話」を実施しなければならない。さもなければ何となく避けて通してきたものだけでなく、もっと重要な課題が残ってしまうことになりかねないが。もし、NDC が 2018 年頃にその水準が引き上げられていなかったら、2030 年まで不十分な目標が固定化されることになる。本当のところ、パリ協定の重要な気温目標を達成できる我々の能力が損なわれることになる。もしこの対話の主な成果が現在の削減目標と気温上昇を 1.5°C 未満に抑制するために必要な削減量との間に、また別の大きな乖離 (ギャップ) を認識するだけだとしたら、それは失敗に終わったということだ。我々は見ても見ぬふりをするのはやめて、正面から問題に取り組まねばならない。

けれども、COP22 のアジェンダには、2018 年のこの対話の機会について議論するための

明確なアジェンダがない。パリでの議論は、地球温暖化に対する努力をスケールアップすることの重要性を正確に認識していたが、各国がどういう方向で努力をしていくかについては示していない。まだ回答がなされていない課題が残ったままだ。議論はどんな様式になるのか？誰が参加するのか？誰が代表するのか？議論のトーンに影響を与えるのはどんな要素か？たとえば、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の1.5℃特別報告が大きな影響を与えるのはわかるが、ほかには？

ECOはこの課題に適切な議論の場を確保すべきと信じている。締約国はこのトピックの議論の場を作り出さなければならない。最初のステップとして、COP22 議長が締約国ならびにオブザーバー組織とともに、透明性を確保し、すべての国を網羅するコンサルテーションを主催するべきだ。最も重要なことは、対話で期待される成果について明確さが必要なことである。このプロセスから生じるどんなアクションが削減目標におけるギャップを埋めるだろうか？しっかりとした成果がなければ、このプロセスは大きな機会喪失の代表例となるだろう。この2週間の会期で、我々は少なくとも促進的対話をどう実施するかに関する締約国とオブザーバーそれぞれの見解を求める決定が出ることを期待したい。

## 会議場から

今日はアメリカの大統領選挙の投票日です。温暖化しているのは「少し天気がよかっただけだ」とうそぶき、パリ協定からの離脱を公言するトランプ候補が大統領になったらと思うと、少し気が滅入ります。京都議定書のルールに合意することになっていたCOP6の時も、ブッシュ候補とゴア候補が選挙戦を繰り広げており、結果は地球温暖化問題に消極的なブッシュ候補が当選し、当選後、京都議定書交渉から離脱してしまいました。この時は交渉からの離脱でしたが、今回はすでにアメリカはパリ協定を批准しているので、少し事情が違います。パリ協定が発効すると、批准した国は4年間は離脱できないことになっています。すなわち、トランプ候補が当選しても、その第1期の任期中にはアメリカはパリ協定から離脱できません。こうしたルールは明らかにアメリカの大統領選をにらんだものです。これもEUなどがパリ協定の発効を急いだ理由のひとつでしょう。

それにしても、アメリカの大統領選の行方が気になります。

発行:地球環境市民会議(CASA)

〒540-0026 大阪市中央区内本町 2-1-19 内本町松屋ビル 10-470 号室

TEL: +81-6-6910-6301 FAX: +81-6-6910-6302

早川光俊 +81-90-7096-1688、QYJ06471@nifty.ne.jp

土田道代 +81-90-4299-8646、tsuchida@casa.bnet.jp

#これまでの通信は、以下のサイトをご覧ください

<http://www.bnet.jp/casa/cop/cop.htm>

#CASA の facebook ページ

<https://www.facebook.com/ngocasa1988>